

平成31年2月1日  
国官人第2012号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次とおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。  
(行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成31年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号(下記)に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③平成31年5月8日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員
  - ④平成31年2月15日(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成31年2月15日から平成31年5月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間(応募受付期間)

平成31年2月15日(金)10時から平成31年5月1日(水・祝)17時まで  
(約2か月)

※メールによる提出は平成31年5月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成31年5月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

平成31年2月28日(木)から平成31年5月8日(水)まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課 [REDACTED]

電 話 : [REDACTED]

E メール : [REDACTED]

国官人第1581号  
平成30年12月3日

## 国土交通省（国土技術政策総合研究所）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所に所属している職員であること。
- (2) 平成31年3月31日時点で「満45歳以上」であること。  
※昭和49年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③平成31年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④平成30年12月10日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成30年12月10日から平成31年1月4日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成30年12月10日（月）午前10時から平成31年1月4日（金）午後5時まで  
(15勤務日、26日間)

- ※電子メールによる提出は、平成31年1月4日午後5時受信分まで有効とする。
- ※郵送による提出は、平成31年1月4日の消印まで有効とする。
- ※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

平成31年3月31日（日）～平成31年4月1日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成31年2月20日（水）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) 本募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する  
上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

（旭・立原庁舎）総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

Eメールアドレス：

（横須賀庁舎）管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

Eメールアドレス：

**II. 募集②**

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

**1. 募集の対象**

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
  - ① 国土技術政策総合研究所付
  - ② 国土技術政策総合研究所の各部・センター付又は国土技術政策総合研究所各部・センターの各課室付
- (2) 平成31年3月31日時点で「満45歳以上」であること。  
※昭和49年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。  
(注)次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ① 非常勤職員
  - ② 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③ 平成31年4月7日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④ 平成31年3月29日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成31年3月29日から平成31年4月1日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

**2. 募集人数**

若干名

**3. 募集の期間（応募受付期間）**

平成31年3月29日（金）午前10時から平成31年4月1日（月）午後5時まで（4日間）

※電子メールによる提出は、平成31年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

**4. 退職すべき期間**

平成31年3月31日（日）～平成31年4月7日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※応募後 5 日以内に通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり
  - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

## 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

（旭・立原庁舎）総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭 1 番地

E メールアドレス：

（横須賀庁舎）管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1

E メールアドレス：

国官人第1583号  
平成30年11月19日

## 国土交通省（東北地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、東北地方整備局に所属している職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成31年3月31日時点で「満55歳以上」であること。  
※昭和39年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③平成31年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
  - ④平成30年12月10日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成30年12月10日から平成30年12月21日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成30年12月10日（月）午前10時から平成30年12月21日（金）午後5時まで  
(10勤務日、12日間)

- ※電子メールによる提出は、平成30年12月21日午後5時受信分まで有効とする。
- ※郵送による提出は、平成30年12月21日の消印まで有効とする。
- ※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期日

平成31年4月1日（月）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成31年2月18日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

Eメールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

Eメールアドレス：

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、東北地方整備局の職員のうち、東北地方整備局付、東北地方整備局の各部付又は東北地方整備局各部の各課付職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 31 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。  
※昭和 39 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。  
 ①非常勤職員  
 ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員  
 ③平成 31 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員  
 ④平成 31 年 3 月 29 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 31 年 3 月 29 日から平成 31 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 31 年 3 月 29 日（金）午前 10 時から平成 31 年 4 月 1 日（月）午後 5 時まで  
(4 日間)

※電子メールによる提出は、平成 31 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。  
※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 31 年 4 月 8 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) 本募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

## 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課 [REDACTED]

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1「仙台合同庁舎B棟」

電 話：[REDACTED]

Eメールアドレス：[REDACTED]

②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）[REDACTED]

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1「仙台合同庁舎B棟」

電 話：[REDACTED]

Eメールアドレス：[REDACTED]

国官人第1584号  
平成30年11月19日

## 国土交通省（関東地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

(1) 応募の時点で、関東地方整備局に所属している職員であること。

(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表  
(二)、海事職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)

(2) 平成31年3月31日時点での「満55歳以上」であること。

※昭和39年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③平成31年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員

④平成30年12月10日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成30年12月10日から平成30年12月21日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成30年12月10日（月）午前10時から平成30年12月21日（金）午後5時まで  
(10勤務日、12日間)

※電子メールによる提出は、平成30年12月21日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、平成30年12月21日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期日

平成31年4月1日（月）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成31年2月18日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官 [REDACTED]

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官 [REDACTED]

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-5 7  
横浜第2合同庁舎

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局の職員のうち、関東地方整備局付、関東地方整備局の各部付又は関東地方整備局各部の各課付職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 31 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。  
※昭和 39 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。  
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③平成 31 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④平成 31 年 3 月 29 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 31 年 3 月 29 日から平成 31 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 31 年 3 月 29 日（金）午前 10 時から平成 31 年 4 月 1 日（月）午後 5 時まで  
(4 日間)

※電子メールによる提出は、平成 31 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 31 年 4 月 8 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※応募後5日間以内に通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり
  - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

## 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官 [REDACTED]

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官 [REDACTED]

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-5 7  
横浜第2合同庁舎

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

国官人第1560号  
平成30年11月19日

## 国土交通省（九州地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、九州地方整備局に所属している職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表(二)、海事職俸給表(一)及び海事職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成31年3月31日時点で「満55歳以上」であること。  
※昭和39年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③平成31年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
  - ④平成30年12月10日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成30年12月10日から平成30年12月21日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成30年12月10日（月）午前10時から平成30年12月21日（金）午後5時まで  
(10勤務日、12日間)

- ※電子メールによる提出は、平成30年12月21日午後5時受信分まで有効とする。
- ※郵送による提出は、平成30年12月21日の消印まで有効とする。
- ※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期日

平成 31 年 4 月 1 日（月）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成 31 年 2 月 18 日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

九州地方整備局 総務部 建設専門官 [REDACTED]

E メールアドレス : [REDACTED]

②港湾空港関係事務に従事する職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

E メールアドレス : [REDACTED]

住 所 : 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7

福岡第二合同庁舎

電 話 : [REDACTED]

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、九州地方整備局の職員のうち、九州地方整備局付、九州地方整備局の各部付又は九州地方整備局各部の各課付職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)の行政職俸給表(二)、海事職俸給表(一)及び海事職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 31 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。  
※昭和 39 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③平成 31 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④平成 31 年 3 月 29 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 31 年 3 月 29 日から平成 31 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 31 年 3 月 29 日（金）午前 10 時から平成 31 年 4 月 1 日（月）午後 5 時まで  
(4 日間)

※電子メールによる提出は、平成 31 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。  
※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 31 年 4 月 8 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※応募後5日間以内に通知する予定
- ※不認定になる場合は以下のとおり
- (1) 本募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

## 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

九州地方整備局 総務部 建設専門官 [REDACTED]

Eメールアドレス：[REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

Eメールアドレス：[REDACTED]

住 所：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7  
福岡第二合同庁舎

電 話：[REDACTED]

平成30年11月19日  
国官人第1593号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、関東運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成31年3月31日時点において「満55歳以上」であること。  
※昭和39年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③平成31年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④平成30年12月3日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成30年12月3日から平成30年12月14日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成30年12月 3日（月）午前10時から

平成30年12月14日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は平成30年12月14日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成30年12月14日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

平成31年3月31日（日）又は平成31年4月1日（月）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ  
があり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成31年2月15日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

関東運輸局総務部人事課 ■課長補佐、■課長補佐

電話：■

Eメール：■

（応募先）

関東運輸局総務部人事課長 ■

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

電話：■

Eメール：■

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、関東運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 関東運輸局付
- ② 関東運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 関東運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 平成31年3月31日時点において「満55歳以上」であること。

※昭和39年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③平成31年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④平成31年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成31年3月31日から平成31年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成31年 3月31日（日）午前10時から

平成31年 4月 1日（月）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は平成31年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

平成31年3月31日（日）から平成31年4月8日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ  
とがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後 5 日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

関東運輸局総務部人事課 課長補佐、課長補佐

七

Eメール

(麻墓先)

關東運輸局總務部人事課長

7231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

卷之三

## ■ メール:

平成30年11月19日  
国官人第1595号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

國 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、中部運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成31年3月31日時点において「満50歳以上」であること。  
※昭和44年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③平成31年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④平成30年12月3日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成30年12月3日から平成30年12月14日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成30年12月3日（月）午前10時から

平成30年12月14日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は平成30年12月14日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成30年12月14日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

平成31年3月31日（日）又は平成31年4月1日（月）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ<sup>ト</sup>があり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中部運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※平成31年2月15日（金）までに通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり

  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに中部運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

### (募集に関する問い合わせ・相談先)

# 中部運輸局総務部人事課

電話

## Eメール

(応募先)

中部運輸局總務部人事課長

丁460-8528

愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館

電話

Eメール : [REDACTED]

**II. 募集②**

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

**1. 募集の対象**

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、中部運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いてい  
る職員であること。

- ① 中部運輸局付
- ② 中部運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 中部運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 平成 31 年 3 月 31 日時点において「満 50 歳以上」であること。

※昭和 44 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③平成 31 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④平成 31 年 3 月 31 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 31 年 3 月 31 日から平成 31 年 4 月 1 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

**2. 募集人数**

若干名

**3. 募集の期間（応募受付期間）**

平成 31 年 3 月 31 日（日）午前 10 時から

平成 31 年 4 月 1 日（月）午後 5 時まで （2 日間）

※メールによる提出は平成 31 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

**4. 退職すべき期間**

平成 31 年 3 月 31 日（日）から平成 31 年 4 月 8 日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及び

その理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ<sup>ト</sup>があり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中部運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。  
※応募後5日間以内に通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり  
  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに中部運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

中部運輸局総務部人事課 ■課長、■課長補佐

電話 : ■

Eメール : ■

(応募先)

中部運輸局総務部人事課長 ■

〒460-8528

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館

電話 : ■

Eメール : ■

平成30年11月19日  
国官人第1596号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

國 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿運輸局に所属している職員であること。
- (2) 平成31年3月31日時点において「満50歳以上」であること。  
※昭和44年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③平成31年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④平成30年12月3日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成30年12月3日から平成30年12月14日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

事務官及び技官それぞれ若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成30年12月3日（月）午前10時から

平成30年12月14日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は平成30年12月14日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成30年12月14日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

平成31年3月31日（日）又は平成31年4月1日（月）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ<sup>ト</sup>があり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成31年2月15日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

近畿運輸局総務部人事課長補佐 [REDACTED]

電話 :

Eメール :

(応募先)

近畿運輸局総務部人事課長 [REDACTED]

〒540-8558

大阪市中央区大手前4丁目1番76号

電話 :

Eメール :

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、近畿運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いてい  
る職員であること。

- ① 近畿運輸局付
- ② 近畿運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 近畿運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 平成31年3月31日時点において「満50歳以上」であること。

※昭和44年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③平成31年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④平成31年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成31年3月31日から平成31年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

事務官及び技官それぞれ若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成31年 3月31日（日）午前10時から

平成31年 4月 1日（月）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は平成31年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

平成31年3月31日（日）から平成31年4月8日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ<sup>ト</sup>があり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※応募後5日間以内に通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり  
  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

近畿運輸局総務部人事課長補佐 [REDACTED]

電話 : [REDACTED]

Eメール : [REDACTED]

(応募先)

近畿運輸局総務部人事課長 [REDACTED]

〒540-8558

大阪市中央区大手前4丁目1番76号

電話 : [REDACTED]

Eメール : [REDACTED]

平成31年1月31日  
国官人第2013号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省に所属している船舶技官であること。
- (2) 平成31年4月1日時点で「満55歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③平成31年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④平成31年3月18日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成31年3月18日から平成31年4月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成31年3月18日（月）10時から平成31年4月1日（月）17時まで

（約2週間）

※メールによる提出は平成31年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成31年4月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

平成31年3月31日（日）から平成31年4月8日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書

面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募申請書の受理後、1週間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課 ■■■■■

電 話 : ■■■■■

E メール : ■■■■■

平成31年4月26日  
国官人第228号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次とおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。  
(行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和2年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和元年8月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和元年5月18日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重大過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年5月18日から令和元年8月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年5月18日（土）10時から令和元年8月1日（木）17時まで

（約2か月半）

※メールによる提出は令和元年8月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年8月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和元年5月30日（木）から令和元年8月8日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課 [REDACTED]

電 話 : [REDACTED]

E メール : [REDACTED]

令和元年8月1日  
国官人第663号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。  
(行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)
  - (2) 令和2年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
  - (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号(下記)に該当しないこと。
    - ①非常勤職員
    - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
    - ③令和元年10月8日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員
    - ④令和元年8月16日(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重大過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年8月16日から令和元年10月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額の割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間(応募受付期間)

令和元年8月16日(金)10時から令和元年10月1日(火)17時まで

(約1か月半)

※メールによる提出は令和元年10月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年10月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和元年 8 月 30 日（金）から令和元年 10 月 8 日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね 45 日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電話 :

E メール :

令和元年11月27日  
国官人第1428号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。  
(行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和2年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号(下記)に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和2年2月8日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員
  - ④令和元年12月11日(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年12月11日から令和2年2月3日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額の割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間(応募受付期間)

令和元年12月11日(水)10時から令和2年2月3日(月)17時まで

(約1か月半)

※メールによる提出は令和2年2月3日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和2年2月3日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和元年12月30日（月）から令和2年2月8日（土）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電話：

Eメール：

令和2年1月31日  
国官人第1876号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。  
(行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)
  - (2) 令和2年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
  - (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号(下記)に該当しないこと。
    - ①非常勤職員
    - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
    - ③令和2年5月8日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員
    - ④令和2年2月14日(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重大過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和2年2月14日から令和2年5月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額の割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間(応募受付期間)

令和2年2月14日(金)10時から令和2年5月1日(金)17時まで

(約2か月)

※メールによる提出は令和2年5月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和2年5月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和2年2月28日（金）から令和2年5月8日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課 [REDACTED]

電話 :

Eメール :

国官人第230号  
平成31年4月26日

## 国土交通省（国土技術政策総合研究所）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所に所属している職員であること。
- (2) 令和元年5月30日時点で「満45歳以上」であること。  
※昭和49年5月31日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。  
(注)次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和元年8月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和元年5月20日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年5月20日から令和元年6月28日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年5月20日（月）午前10時から令和元年6月28日（金）午後5時まで  
(30勤務日、40日間)

- ※電子メールによる提出は、令和元年6月28日午後5時受信分まで有効とする。
- ※郵送による提出は、令和元年6月28日の消印まで有効とする。
- ※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和元年5月30日（木）から 令和元年8月8日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) 本募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

（旭・立原庁舎）総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

Eメールアドレス：

（横須賀庁舎）管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

Eメールアドレス：

**II. 募集②**

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

**1. 募集の対象**

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
  - ① 国土技術政策総合研究所付
  - ② 国土技術政策総合研究所の各部・センター付又は国土技術政策総合研究所各部・センターの各課室付
- (2) 令和元年5月30日時点で「満45歳以上」であること。  
※昭和49年5月31日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。  
(注)次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ① 非常勤職員
  - ② 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③ 令和元年8月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④ 令和元年5月30日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年5月30日から令和元年8月1日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

**2. 募集人数**

若干名

**3. 募集の期間（応募受付期間）**

令和元年5月30日（木）午前10時から令和元年8月1日（木）午後5時まで

（45勤務日、64日間）

※電子メールによる提出は、令和元年8月1日午後5時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

**4. 退職すべき期間**

令和元年5月30日（木）から令和元年8月8日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するため必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※応募後5日以内に通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり
  - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

## 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

（旭・立原庁舎）総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

Eメールアドレス：[REDACTED]

（横須賀庁舎）管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

Eメールアドレス：[REDACTED]

国官人第1373号  
令和元年11月18日

## 国土交通省（国土地理院）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土地理院に所属している職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和2年3月31日時点で「満55歳以上」であること。  
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。  
 ①非常勤職員  
 ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員  
 ③令和2年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員  
 ④令和元年12月9日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月9日から令和元年12月20日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月9日（月）午前10時から令和元年12月20日（金）午後5時まで  
(10勤務日、12日間)

- ※電子メールによる提出は、令和元年12月20日午後5時受信分まで有効とする。
- ※郵送による提出は、令和元年12月20日の消印まで有効とする。
- ※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期日

令和2年4月1日（水）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※令和2年2月17日（月）までに通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり
  - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土地理院 総務部 調整官 [REDACTED]

住 所：〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

Eメールアドレス：[REDACTED]

国官人第 1375 号  
令和元年 11 月 18 日

## 国土交通省（東北地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、東北地方整備局に所属している職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表  
(二)、海事職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 2 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。  
※昭和 40 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ①非常勤職員
- ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和 2 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
- ④令和元年 12 月 9 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年 12 月 9 日から令和元年 12 月 20 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額の割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、定年に達する日から 6 月前までに退職する者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年 12 月 9 日（月）午前 10 時から令和元年 12 月 20 日（金）午後 5 時まで  
(10 勤務日、12 日間)

※電子メールによる提出は、令和元年 12 月 20 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和元年12月20日の消印まで有効とする。  
※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期日

令和2年4月1日（水）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和2年2月17日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課 [REDACTED]

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1「仙台合同庁舎B棟」

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係） [REDACTED]

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1「仙台合同庁舎B棟」

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、東北地方整備局の職員のうち、東北地方整備局付、東北地方整備局の各部付又は東北地方整備局各部の各課付職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 2 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。  
※昭和 40 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和 2 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和 2 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 2 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額の割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、定年に達する日から 6 月前までに退職する者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 2 年 4 月 1 日（水）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 2 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 2 年 4 月 8 日（水）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
  - ※応募後5日間以内に通知する予定
  - ※不認定になる場合は以下のとおり
    - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
    - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
    - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
    - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

## 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

Eメールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

Eメールアドレス：

国官人第 1376 号  
令和元年 11 月 18 日

## 国土交通省（関東地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局に所属している職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表  
(二)、海事職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 2 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。  
※昭和 40 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和 2 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
  - ④令和元年 12 月 9 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年 12 月 9 日から令和元年 12 月 20 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年 12 月 9 日（月）午前 10 時から令和元年 12 月 20 日（金）午後 5 時まで  
(10 勤務日、12 日間)

※電子メールによる提出は、令和元年 12 月 20 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和元年 12 月 20 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期日

令和2年4月1日（水）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和2年2月17日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) 本募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館

電 話：

E メールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-5 7  
横浜第2合同庁舎

電 話：

E メールアドレス：

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局の職員のうち、関東地方整備局付、関東地方整備局の各部付又は関東地方整備局各部の各課付職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 2 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。  
※昭和 40 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。  
 ①非常勤職員  
 ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員  
 ③令和 2 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員  
 ④令和 2 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 2 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 2 年 4 月 1 日（水）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 2 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 2 年 4 月 8 日（水）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※応募後 5 日間以内に通知する予定
- ※不認定になる場合は以下のとおり
- (1) 本募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官 [REDACTED]

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1  
さいたま新都心合同庁舎 2 号館

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官 [REDACTED]

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通 5-5 7  
横浜第 2 合同庁舎

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

国官人第 1377 号  
令和元年 11 月 18 日

## 国土交通省（北陸地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

國 土 交 通 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北陸地方整備局に所属している職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表  
(二)、海事職俸給表(一)及び海事職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 2 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。  
※昭和 40 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。  
①非常勤職員  
②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員  
③令和 2 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員  
④令和元年 12 月 9 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年 12 月 9 日から令和元年 12 月 20 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額の割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、定年に達する日から 6 月前までに退職する者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年 12 月 9 日（月）午前 10 時から令和元年 12 月 20 日（金）午後 5 時まで  
(10 勤務日、12 日間)

※電子メールによる提出は、令和元年 12 月 20 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和元年 12 月 20 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期日

令和2年4月1日（水）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和2年2月17日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

北陸地方整備局 総務部 人事課長

人事企画官

住 所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

新潟美咲合同庁舎1号館

Eメールアドレス：

国官人第1378号  
令和元年11月18日

## 国土交通省（中部地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中部地方整備局に所属している職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表  
(二)、海事職俸給表(一)、海事職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和2年3月31日時点で「満55歳以上」であること。  
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和2年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
  - ④令和元年12月9日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月9日から令和元年12月20日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月9日（月）午前10時から令和元年12月20日（金）午後5時まで

（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、令和元年12月20日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和元年12月20日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期日

令和2年4月1日（水）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和2年2月17日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中部地方整備局 総務部 人事課 建設専門官

住 所：〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館

電 話：

E メールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

中部地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

住 所：〒460-8517 名古屋市中区丸の内2-1-36

NUP・フジサワ丸の内ビル

電 話：

E メールアドレス：

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中部地方整備局の職員のうち、中部地方整備局付、中部地方整備局の各部付又は中部地方整備局各部の各課付職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和2年3月31日時点で「満55歳以上」であること。  
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和2年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和2年4月1日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年4月1日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和2年4月1日（水）午前10時から午後5時まで（1日）

※電子メールによる提出は、令和2年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和2年4月1日（水）から令和2年4月8日（水）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※応募後5日間以内に通知する予定
- ※不認定になる場合は以下のとおり
- (1) 本募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中部地方整備局 総務部 人事課 建設専門官

住 所：〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1  
名古屋合同庁舎第2号館

電 話：

E メールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

中部地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

住 所：〒460-8517 名古屋市中区丸の内2-1-36  
NUP・フジサワ丸の内ビル

電 話：

E メールアドレス：

国官人第1379号  
令和元年11月18日

## 国土交通省（近畿地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿地方整備局に所属している職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表  
(二)、海事職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和2年3月31日時点で「満55歳以上」であること。  
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。  
 ①非常勤職員  
 ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員  
 ③令和2年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員  
 ④令和元年12月9日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月9日から令和元年12月20日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月9日（月）午前10時から令和元年12月20日（金）午後5時まで  
(10勤務日、12日間)

※電子メールによる提出は、令和元年12月20日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和元年12月20日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期日

令和2年4月1日（水）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の

確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※令和2年2月17日（月）までに通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり
  - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
　　その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

## 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

近畿地方整備局 総務部 総括調整官  
住 所：〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44  
大阪合同庁舎1号館

電 話：

E メールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

近畿地方整備局 総務部 総括調整官  
住 所：〒650-0024 神戸市中央区海岸通29番地  
神戸地方合同庁舎

電 話：

E メールアドレス：

国官人第 1380 号  
令和元年 11 月 18 日

## 国土交通省（中国地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中国地方整備局に所属している職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表  
(二)、海事職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 2 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。  
※昭和 40 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和 2 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
  - ④令和元年 12 月 9 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年 12 月 9 日から令和元年 12 月 20 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年 12 月 9 日（月）午前 10 時から令和元年 12 月 20 日（金）午後 5 時まで

（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和元年 12 月 20 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和元年 12 月 20 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期日

令和2年4月1日（水）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和2年2月17日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

住 所：〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎2号館

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

②港湾空港関係事務に従事する職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

住 所：〒730-0004 広島市中区東白島町14-15

NTTクレド白島ビル13階

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中国地方整備局の職員のうち、中国地方整備局付、中国地方整備局の各部付又は中国地方整備局各部の各課付職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 2 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。  
※昭和 40 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。  
 ①非常勤職員  
 ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員  
 ③令和 2 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員  
 ④令和 2 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 2 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 2 年 4 月 1 日（水）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 2 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 2 年 4 月 8 日（水）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ※応募後5日間以内に通知する予定
- ※不認定になる場合は以下のとおり
- (1) 本募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

住 所：〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30  
広島合同庁舎2号館

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

住 所：〒730-0004 広島市中区東白島町14-15  
NTTクレド白島ビル13階

電 話：[REDACTED]

E メールアドレス：[REDACTED]

国官人第1381号  
令和元年11月18日

## 国土交通省（四国地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、四国地方整備局に所属している職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和2年3月31日時点で「満55歳以上」であること。  
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。  
(注)次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。  
 ①非常勤職員  
 ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員  
 ③令和2年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員  
 ④令和元年12月9日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月9日から令和元年12月20日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月9日（月）午前10時から令和元年12月20日（金）午後5時まで  
(10勤務日、12日間)

- ※電子メールによる提出は、令和元年12月20日午後5時受信分まで有効とする。
- ※郵送による提出は、令和元年12月20日の消印まで有効とする。
- ※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期日

令和2年4月1日（水）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※令和2年2月17日（月）までに通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり
  - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

四国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

Eメールアドレス : [REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

四国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

Eメールアドレス : [REDACTED]

住所：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

国官人第 1382 号  
令和元年 11 月 18 日

## 国土交通省（九州地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

（1）応募の時点で、九州地方整備局に所属している職員であること。

（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）及び海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）

（2）令和 2 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。

※昭和 40 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。

（3）国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和 2 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員

④令和元年 12 月 9 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年 12 月 9 日から令和元年 12 月 20 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年 12 月 9 日（月）午前 10 時から令和元年 12 月 20 日（金）午後 5 時まで

（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和元年 12 月 20 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和元年 12 月 20 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期日

令和2年4月1日（水）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和2年2月17日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

#### 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

九州地方整備局 総務部 建設専門官 [REDACTED]

Eメールアドレス：[REDACTED]

②港湾空港関係事務に従事する職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

Eメールアドレス：[REDACTED]

住 所：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第二合同庁舎

電 話：[REDACTED]

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、九州地方整備局の職員のうち、九州地方整備局付、九州地方整備局の各部付又は九州地方整備局各部の各課付職員であること。  
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表  
(二)、海事職俸給表(一)及び海事職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 2 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。  
※昭和 40 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。  
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。  
 ①非常勤職員  
 ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員  
 ③令和 2 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員  
 ④令和 2 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 2 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 2 年 4 月 1 日（水）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 2 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。  
※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 2 年 4 月 8 日（水）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※応募後5日間以内に通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり
  - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

## 6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員  
九州地方整備局 総務部 建設専門官 [REDACTED]  
Eメールアドレス : [REDACTED]
  - ②港湾空港関係事務に従事する職員  
九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]  
Eメールアドレス : [REDACTED]
- 住 所 : 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7  
福岡第二合同庁舎
- 電 話 : [REDACTED]

平成31年4月26日  
国官人第229号

## 国土交通省（北海道開発局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次とおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員であること。  
(行政職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 事務官にあっては令和元年5月30日時点で「満45歳以上」、技官にあっては令和2年4月1日時点で「満55歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号(下記)に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和元年8月8日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員
  - ④令和元年5月17日(募集開始日)において、停職・減給の懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年5月17日から令和元年8月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間(応募受付期間)

令和元年5月17日(金)10時から令和元年8月1日(木)17時まで  
(約2か月)

※メールによる提出は令和元年8月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年8月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和元年5月30日(木)から令和元年8月8日(木)まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 人事課 [REDACTED]

人事課長 [REDACTED]

人事企画官 [REDACTED]

Eメール：[REDACTED]

国官人第1374号  
令和元年11月18日

## 国土交通省（北海道開発局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

#### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員であること。  
(行政職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
  - (2) 令和2年4月1日時点で、事務官にあっては「満45歳以上」、技官にあっては「満55歳以上」であること。
  - (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
    - ①非常勤職員
    - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
    - ③令和2年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
    - ④令和元年12月9日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月9日から令和元年12月20日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※退職時の俸給月額の割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月9日（月）10時から令和元年12月20日（金）17時まで  
(約2週間)

※メールによる提出は令和元年 12 月 20 日 17 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年 12 月 20 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和 2 年 3 月 31 日（火）又は令和 2 年 4 月 1 日（水）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこがあり得る。

#### 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和 2 年 2 月 17 日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ先

〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 人事課 [REDACTED]

人事課長 [REDACTED]

人事企画官 [REDACTED]

E メール : [REDACTED]

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること（行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）。
  - ①北海道開発局付
  - ②北海道開発局の各部付又は北海道開発局各部の各課付
  - ③北海道開発局の各開発建設部付
- (2) 令和 2 年 4 月 1 日時点で、事務官にあっては「満 45 歳以上」、技官にあっては「満 55 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和 2 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和 2 年 3 月 31 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 2 年 3 月 31 日から令和 2 年 4 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額の割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、定年に達する日から 6 月前までに退職する者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 2 年 3 月 31 日（火）10 時から令和 2 年 4 月 1 日（水）17 時まで

（2 日間）

※メールによる提出は令和 2 年 4 月 1 日 17 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和2年3月31日（火）から令和2年4月8日（水）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」にメール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね5日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」にメール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 人事課

人事課長

人事企画官

Eメール：

令和元年11月18日  
国官人第1385号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

國 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、関東運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和2年3月31日時点において「満55歳以上」であること。  
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和元年12月2日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日から令和元年12月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月2日（月）午前10時から

令和元年12月13日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は令和元年12月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年12月13日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

\*認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ  
とがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※令和2年2月14日（金）までに通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり

  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

## 關東運輸局總務部人事課

電話

## Eメール

(应募先)

關東運輸局總務部人事課長

231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

電話 : [REDACTED]  
Eメール : [REDACTED]

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、関東運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 関東運輸局付
- ② 関東運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 関東運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和 2 年 3 月 31 日時点において「満 55 歳以上」であること。

※昭和 40 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和 2 年 4 月 13 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和 2 年 3 月 13 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 2 年 3 月 13 日から令和 2 年 4 月 13 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 2 年 3 月 13 日（金）午前 10 時から

令和 2 年 4 月 13 日（月）午後 5 時まで（1か月）

※メールによる提出は令和 2 年 4 月 13 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和 2 年 3 月 13 日（金）から令和 2 年 4 月 13 日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ  
とがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後 5 日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

# 關東運輸局總務部人事課

電話：(02) 257-2222

■メール

10. The following table shows the number of hours worked by 1000 workers in a certain industry.

(席慕先)

## 關東運輸局總務部人事課長

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

電話 :

Eメール：[✉](#)

令和元年11月18日  
国官人第1386号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

國 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、北陸信越運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和2年3月31日時点において「満50歳以上」であること。  
※昭和45年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和元年12月2日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日から令和元年12月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月2日（月）午前10時から

令和元年12月13日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は令和元年12月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年12月13日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ<sup>ト</sup>があり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、北陸信越運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和2年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに北陸信越運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

電話 :

人事課長

人事課長補佐

（応募先）

北陸信越運輸局総務部人事課長

〒950-8537

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、北陸信越運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 北陸信越運輸局付
- ② 北陸信越運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 北陸信越運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和2年3月31日時点において「満50歳以上」であること。

※昭和45年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和2年3月13日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年3月13日から令和2年4月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和2年3月13日（金）午前10時から

令和2年4月13日（月）午後5時まで（1か月）

※メールによる提出は令和2年4月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ  
があり得る。

## 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要事項を記入の  
上、募集の期間内に、北陸信越運輸局総務部人事課長に電子メール(電子メール  
の場合は、人事課長及び人事課長補佐の両者に送信)又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある  
場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保  
する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な  
人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記  
様式第二)を退職すべき期日の前日までに北陸信越運輸局総務部人事課長に電  
話にて連絡し、電子メール(電子メールの場合は、人事課長及び人事課長補佐の  
両者に送信)又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

電話 :

人事課長

人事課長補佐

(応募先)

北陸信越運輸局総務部人事課長

〒950-8537

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館

令和元年11月18日  
国官人第1387号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

國 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、中部運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和2年3月31日時点において「満50歳以上」であること。  
※昭和45年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和元年12月2日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日から令和元年12月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月2日（月）午前10時から

令和元年12月13日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は令和元年12月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年12月13日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ  
があり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中部運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※令和2年2月14日（金）までに通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり

  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに〇〇運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

### (募集に関する問い合わせ・相談先)

中部運輸局総務部人事課 課長、課長補佐

電話：

Eメール

(応募先)

### 中部運輸局總務部人事課長

T 460-8528

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館

電話：

Eメール：[REDACTED]

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、中部運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 中部運輸局付
- ② 中部運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 中部運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和2年3月31日時点において「満50歳以上」であること。

※昭和45年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和2年3月13日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年3月13日から令和2年4月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和2年3月13日（金）午前10時から

令和2年4月13日（月）午後5時まで（1か月）

※メールによる提出は令和2年4月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及び

その理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ  
とがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中部運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに中部運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

中部運輸局総務部人事課 課長、課長補佐

電話：

## Eメール

(应募先)

### 中部運輸局総務部人事課長

T 460-8528

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館

**THE HISTORICAL LIBRARY OF THE UNIVERSITY OF TORONTO**

Eメール:

令和元年11月18日  
国官人第1388号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

國 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和2年3月31日時点において「満50歳以上」であること。  
※昭和45年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和元年12月2日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日から令和元年12月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

事務官及び技官それぞれ若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月 2日（月）午前10時から

令和元年12月13日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は令和元年12月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年12月13日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ<sup>ト</sup>があり得る。

#### 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和2年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

近畿運輸局総務部人事課長補佐 [REDACTED]

電話 :

Eメール :

（応募先）

近畿運輸局総務部人事課長 [REDACTED]

〒540-8558

大阪市中央区大手前4丁目1番76号

電話 :

Eメール :

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、近畿運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 近畿運輸局付
- ② 近畿運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 近畿運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和2年3月31日時点において「満50歳以上」であること。

※昭和45年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和2年3月13日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年3月13日から令和2年4月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

事務官及び技官それぞれ若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和2年3月13日（金）午前10時から

令和2年4月13日（月）午後5時まで （1か月）

※メールによる提出は令和2年4月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ  
とがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※応募後5日間以内に通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり  
  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

近畿運輸局総務部人事課長補佐 [REDACTED]

電話 : [REDACTED]

Eメール : [REDACTED]

(応募先)

近畿運輸局総務部人事課長 [REDACTED]

〒540-8558

大阪市中央区大手前4丁目1番76号

電話 : [REDACTED]

Eメール : [REDACTED]

令和元年11月18日  
国官入第1390号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、中国運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和2年3月31日時点において「満55歳以上」であること。  
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和元年12月2日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日から令和元年12月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月2日（月）午前10時から

令和元年12月13日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は令和元年12月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年12月13日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ  
とがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中国運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※令和2年2月14日（金）までに通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり

  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに中国運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

### (募集に関する問い合わせ・相談先)

中国運輸局総務部 次長、人事課長

三

## Eメール

(応募先)

### 中國運輸局總務部人事課長

〒730-8544

広島県広島市中区上八丁堀6-30

電話：[REDACTED]

Eメール：[REDACTED]**II. 募集②**

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

**1. 募集の対象**

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、中国運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 中国運輸局付
- ② 中国運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 中国運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和2年3月31日時点において「満55歳以上」であること。

※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和2年3月13日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年3月13日から令和2年4月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

**2. 募集人数**

若干名

**3. 募集の期間（応募受付期間）**

令和2年3月13日（金）午前10時から

令和2年4月13日（月）午後5時まで（1か月）

※メールによる提出は令和2年4月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

**4. 退職すべき期間**

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及び

その理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ<sup>ト</sup>があり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中国運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。  
※応募後5日間以内に通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり  
  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに中国運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

中国運輸局総務部 [ ] 次長、[ ] 人事課長

電話 : [ ]

Eメール : [ ]

(応募先)

中国運輸局総務部人事課長 [ ]

〒730-8544

広島県広島市中区上八丁堀6-30

電話 : [ ]

Eメール : [ ]

令和元年11月18日  
国官人第1391号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、四国運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和2年3月31日時点において「満55歳以上」であること。  
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和元年12月2日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日から令和元年12月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月2日（月）午前10時から

令和元年12月13日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は令和元年12月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年12月13日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ<sup>ト</sup>があり得る。

## 5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、四国運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和2年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに四国運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

四国運輸局総務部人事課 人事課長（[REDACTED]）

電話：[REDACTED]

Eメール：[REDACTED]

（応募先）

四国運輸局総務部人事課長 [REDACTED]

〒760-0019

香川県高松市サンポート3-33

電話：[REDACTED]

Eメール：[REDACTED]

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、四国運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 四国運輸局付
- ② 四国運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 四国運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和 2 年 3 月 31 日時点において「満 55 歳以上」であること。

※昭和 40 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和 2 年 4 月 13 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和 2 年 3 月 13 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 2 年 3 月 13 日から令和 2 年 4 月 13 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 2 年 3 月 13 日（金）午前 10 時から

令和 2 年 4 月 13 日（月）午後 5 時まで （1 か月）

※メールによる提出は令和 2 年 4 月 13 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和 2 年 3 月 13 日（金）から令和 2 年 4 月 13 日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及び

その理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ<sup>ト</sup>があり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、四国運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。  
※応募後 5 日間以内に通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり  
(1) この募集実施要項に適合しない場合  
(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合  
(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合  
(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに四国運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

四国運輸局総務部人事課 人事課長 (■)  
電話 : ■  
Eメール : ■

(応募先)

四国運輸局総務部人事課長 ■  
〒760-0019  
香川県高松市サンポート3-33  
電話 : ■  
Eメール : ■

令和元年11月18日  
国官人第1392号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

國 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

#### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、九州運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和2年3月31日時点において「満50歳以上」であること。  
※昭和45年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和元年12月2日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月2日から令和元年12月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

#### 2. 募集人数

若干名

#### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月 2日（月）午前10時から

令和元年12月13日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は令和元年12月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年12月13日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ<sup>ト</sup>があり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、九州運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。  
※令和2年2月14日（金）までに通知する予定  
※不認定になる場合は以下のとおり  
(1) この募集実施要項に適合しない場合  
(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合  
(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合  
(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに九州運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

## 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

### (募集に関する問い合わせ・相談先)

九州運輸局総務部人事課 課長、課長補佐

電話：

Eメール

(応募先)

## 九州運輸局總務部人事課長

T812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1

電品 : [電品](#)

Eメール：[REDACTED]

## II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

### 1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、九州運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 九州運輸局付
- ② 九州運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 九州運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和2年3月31日時点において「満50歳以上」であること。

※昭和45年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和2年3月13日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年3月13日から令和2年4月13日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和2年3月13日（金）午前10時から

令和2年4月13日（月）午後5時まで（1か月）

※メールによる提出は令和2年4月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運

當の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げるこ  
とがあり得る。

## 5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、九州運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに九州運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

# 九州運輸局総務部人事課

電話：[REDACTED]

Eメール

(応募先)

### 九州運輸局総務部人事課長

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1

高站

Eメール:

平成31年4月24日  
国官人第219号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は平成31年5月30日時点）。
  - ①管制職、運用職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）
    - ・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
      - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
      - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
  - ②無線職・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）に限る。）
  - ③その他の職種（操縦職を除く）・・・満50歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③平成31年8月10日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④平成31年5月20日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成31年5月20日から平成31年8月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

平成31年5月20日（月）10時から平成31年8月1日（木）17時まで（約2ヶ月間）

※メールによる提出は平成31年8月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成31年8月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

平成31年5月30日（木）から平成31年8月10日（土）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

### 6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐 [REDACTED]

電 話 :

[REDACTED]

E メール :

[REDACTED]

令和元年7月8日  
国官人第480号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和元年9月1日時点）。
  - ①管制職、運用職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）  
・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
    - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課（官）付
    - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
  - ②無線職・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）に限る。）
  - ③その他の職種（操縦職を除く）・・・満50歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和元年10月10日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和元年7月20日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重大過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年7月20日から令和元年10月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年7月20日（土）10時から令和元年10月1日（火）17時まで（約2ヶ月間）

※メールによる提出は令和元年10月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和元年10月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和元年9月1日（日）から令和元年10月10日（木）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

### 6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電話：

Eメール：

令和元年10月28日  
国官人第1261号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

國 土 交 通 大 臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和元年12月28日時点）。
  - ①管制職、運用職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）
    - ・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
      - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
      - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
  - ②無線職・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）に限る。）
  - ③その他の職種（操縦職を除く）・・・満50歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和2年2月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和元年11月18日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年11月18日から令和2年2月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年11月18日（月）10時から令和2年2月1日（土）17時まで

（約2ヶ月間）

※メールによる提出は令和2年2月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和2年2月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和元年12月28日（土）から令和2年2月8日（土）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電話：

Eメール：

令和2年1月22日  
国官人第1819号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和2年3月13日時点）。
  - ①管制職、運用職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
    - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
    - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
  - ②無線職・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）に限る。）
  - ③その他の職種（操縦職を除く）・・・満50歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
  - ①非常勤職員
  - ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
  - ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
  - ④令和2年2月10日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年2月10日から令和2年4月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和2年2月10日（月）10時から令和2年4月1日（水）17時まで(約2ヶ月間)

※メールによる提出は令和2年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和2年4月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

### 6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐 [REDACTED]

電話 :

Eメール :

令和2年1月22日  
国官人第1820号

## 国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省に所属している船舶技官であること。
- (2) 令和2年4月1日時点で「満55歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和2年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和2年3月2日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年3月2日から令和2年4月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和2年3月2日（月）10時から令和2年4月1日（水）17時まで  
(1ヶ月間)

※メールによる提出は令和2年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和2年4月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

### 4. 退職すべき期間

令和2年3月13日（金）から令和2年4月13日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書

面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募申請書の受理後、1週間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

### 6. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課 ■■■

電話 :

Eメール :

観総第259号  
令和元年12月2日

## 観光庁における早期退職に係る募集実施要項

観光庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、観光庁に所属している職員であること。
- (2) 令和2年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和2年2月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和元年12月11日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月11日から令和2年2月3日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額の割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和元年12月11日（水）10時から令和2年2月3日（月）17時まで

（約1か月半）

- ※ メールによる提出は、令和2年2月3日17時受信分まで有効とする。
- ※ 郵送による提出は、令和2年2月3日消印まで有効とする。
- ※ 持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和元年12月30日（月）から令和2年2月8日（土）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及び理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ先

観光庁総務課 課長補佐 [REDACTED]

観光庁総務課調整室 課長補佐 [REDACTED]

電 話 : [REDACTED]

E-mail : [REDACTED]

観総第348号  
令和2年2月4日

## 観光庁における早期退職に係る募集実施要項

観光庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次とおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、観光庁に所属している職員であること。
- (2) 令和2年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和2年5月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和2年2月14日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重大過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年2月14日から令和2年5月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額の割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（応募受付期間）

令和2年2月14日（金）10時から令和2年5月1日（金）17時まで

（約2か月半）

※ メールによる提出は、令和2年5月1日17時受信分まで有効とする。

※ 郵送による提出は、令和2年5月1日消印まで有効とする。

※ 持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

#### 4. 退職すべき期間

令和2年2月28日（金）から令和2年5月8日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及び理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合  
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

#### 6. 本件に関する問い合わせ先

観光庁総務課 課長補佐 [REDACTED]

観光庁総務課調整室 課長補佐 [REDACTED]

電 話 : [REDACTED]

E-mail : [REDACTED]

[REDACTED]

## 令和元年度海上保安庁早期退職募集実施要項

令和元年11月11日

海上保安庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 1 募集の対象

次の（1）から（3）の要件をすべて満たす職員

（1）令和元年11月15日において、次の①から③のいずれかに該当すること。

- ① 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員
- ② 一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受ける8級以上の職員
- ③ 一般職給与法の行政職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受け、かつ、行政職俸給表（一）8級に相当する職務の級以上の職員

（2）令和2年4月1日に満57歳以上であること。

（3）次の①から④のいずれかに該当しないこと。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時の任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和2年4月15日までに定年に達する職員
- ④ 令和元年11月15日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年11月15日から令和元年12月27日までに懲戒処分を受けた者

### 2 募集人数

若干名

### 3 募集の期間（約1ヶ月）

令和元年11月15日00時から令和元年12月27日24時まで

（ただし、都合により募集の期間を延長する場合がある。その場合は、直ちにその旨を周知する。）

### 4 退職すべき期間

令和2年3月13日から令和2年4月15日まで

（認定後、退職すべき期日を定めて別途通知する。ただし、認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。）

### 5 応募の手続

（1）応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（別記様式第一）」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、上記募集の期間内に、下記受付担当宛に電子メール又は郵送にて提出すること。ただし、郵送にて提出する場合は、下記受付担当宛にその旨を連絡すること。

なお、郵送にて提出する場合は、令和元年12月27日の消印までこれを受け付ける。

（2）応募した職員に対しては、令和2年1月15日（予定）までに認定又は不認定の通知書を交付する。

ただし、応募した職員のうち、国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）（以下「法」という。）第34条第1項第6号に定める幹部職員に対しては、法第61条の4第1項に定める協議終了後（遅くとも3月下旬まで）に通知書を交付する。

なお、応募した職員が次の①から④のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
  - ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書を提出した職員が、応募を取り下げる場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（別記様式第二）」（以下「取下げ申請書」という。）を退職すべき期日の前日までに（1）記載の提出方法と同様に速やかに提出すること。

## 6 その他

応募申請書及び取下げ申請書については、本要項とともに本庁総務部人事課インターネット上に掲載するので、応募等しようとする職員はこれを使用すること。

## 7 受付担当（本件に関する相談先）

海上保安庁総務部人事課 人事企画官 [REDACTED]

課長補佐 [REDACTED]

課長補佐 [REDACTED]

外線電話（海上保安庁総務部人事課直通）  
[REDACTED]

電子メール宛先（海上保安庁総務部人事課）

早期退職応募（[REDACTED]）